

「国の出先機関の原則廃止」の方向性を早急に示すことを求める意見書

国は、平成22年6月の「地域主権戦略大綱」で「国の出先機関の原則廃止」を閣議決定し、さらに同年12月の「アクション・プラン」において、出先機関の地方への移譲について、平成24年通常国会に法案を提出し、平成26年度中に事務・権限の移譲を目指すとしている。その方針のもと、国においては、今年9月を目途に「移譲対象出先機関決定に向けての中間とりまとめ」を行い、12月を目途に移譲対象の出先機関、事務、権限を閣議決定するスケジュールを示している。

しかしながら、改革について議論している「アクション・プラン」推進委員会では、地方への移譲に関して関係省庁から強い異論が出されている状態であり、そのためからか、「移譲対象出先機関決定に向けての中間とりまとめ」は、いまだ示されていない。

しかも、先般発足した野田新政権においては、首相の所信表明演説で「地域主権改革を引き続き推進する」と述べただけで、「国の出先機関の原則廃止」について全く触れられていない。

このように、「国の出先機関の原則廃止」についての国の方向性が全く見えない状況になっており、地方は強い不安を感じている。

よって、国におかれては、みずから決定した「国の出先機関の原則廃止」を、政治主導のもと進める考えであるのか否か、また、そのスケジュールに変わりはないのか否か、早急に明確にされるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年10月7日

熊本県議会 議長 馬場 成志

衆議院議長 横路 孝弘 様

参議院議長 西岡 武夫 様

内閣総理大臣 野田 佳彦 様

内閣府特命担当大臣 川端 達夫 様

(地域主権推進)

財務大臣 安住 淳 様

内閣官房長官 藤村 修 様

国家戦略担当大臣 古川 元久 様

内閣府特命担当大臣 蓮 舫 様

(行政刷新)